

岐阜県公報

第 千 八 百 八 十 号
平 成 十 九 年 九 月 十 八 日

(火曜日)

目 次

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請
土地改良区役員の退任

(環境生活政策課) 六七五
(可茂農林事務所) 六七五

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成十九年九月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあつた年月日 平成十九年八月二十二日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人まちづくり山岡

三代 表 者 の 氏 名 後藤 健二

四 主たる事務所の所在地 岐阜県恵那市山岡町上手向一二八番地一

五 定款に記載された目的 この法人は、山岡町を中心とした地域作りのため住民のみんなが一緒に、心豊かで安心して支えあうことのできる新たな町づくりに寄与することを目的とする。

土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により公示する。

平成十九年九月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土 良 区 名 地	年 退 月 日 任	役 名	氏 名	住 所
富 加 町 右 岸 木	平 成 一 九 ・ 八 ・ 三	理 事	瀧 戸 孝 治	加 茂 郡 富 加 町 高 畑 五 〇 四 番 地
曾 川 右 岸 地		監 事	横 山 重 義	同 羽 生 一 四 七 九 番 地 一
改 良 区 地				

平成十九年九月十八日印刷
平成十九年九月十八日発行

発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県岐阜市

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三 飯尾文芸社
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三
定価 一か年 四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))